

毎週火・金曜日発行



秋田県公報

目 次

告示

- 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定(一〇・長寿社会課)……………1
- 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定(一一・長寿社会課)……………4
- 介護保険法による指定介護老人福祉施設の指定(一二・長寿社会課)……………5
- 介護保険法による指定介護予防サービス事業者の指定(一三・長寿社会課)……………5
- 介護保険法による指定居宅サービス事業者の変更の届出(訪問介護)……………5

- (一四・長寿社会課)……………9
- 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の変更の届出(一五・長寿社会課)……………10
- 介護保険法による指定介護予防サービス事業者の変更の届出(一六・長寿社会課)……………10
- 介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止の届出(一七・長寿社会課)……………11
- 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の廃止の届出(一八・長寿社会課)……………14
- 介護保険法による指定介護予防サービス事業者の廃止の届出(一九・長寿社会課)……………15
- 公の施設の指定管理者の指定(二〇・農林政策課)……………17
- 地籍調査の成果の認証(二一・農山村振興課)……………17
- 大規模小売店舗の新設に関し述べた意見(二二・商業貿易室)……………17
- 都市計画の変更による送付図書の縦覧(二三・都市計画課)……………18
- 道路区域の変更(二四・道路課)……………18
- 道路の供用開始(二五・道路課)……………19
- 特定調達契約に係る一般競争入札の実施(脳血管研究セン)

介護保険事業者番号	名 称	所 在 地	事 業 者	指 定 年 月 日
○五七〇一一六三六八	ハッピー秋田南・ヘルパーステーション	秋田市仁井田本町一丁目二番四十号	株式会社ジャパンケアサービス秋田	平成十九年十一月一日
○五七〇一一六三七六	ハッピー秋田中央・ヘルパーステーション	秋田市八橋大畑二丁目一番一号	株式会社ジャパンケアサービス秋田	平成十九年十一月一日
○五七〇五一六三八五	ハッピー由利本荘・ヘルパーステーション	由利本荘市瓦谷地二十八番地一	株式会社ジャパンケアサービス秋田	平成十九年十一月一日
○五七〇六一六三九一	ハッピー男鹿・ヘルパーステーション	男鹿市船越字一向百九十五番十三号 アリスB棟	株式会社ジャパンケアサービス秋田	平成十九年十一月一日
○五七二三一六四〇四	ハッピー井川・ヘルパーステーション	南秋田郡井川町浜井川字土樋百六十番地	株式会社ジャパンケアサービス秋田	平成十九年十一月一日

告 示

- タリ)……………19
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請(地域活動支援室)……………19
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請(地域活動支援室)……………19
- 土地改良区の役員の退任及び就任の届出(山本地域振興局農林部)……………20
- 土地改良区の定款変更の認可(秋田地域振興局農林部)……………20
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定(教育庁総務課)……………20
- 人事委員会公告
 - 平成十九年度秋田県職員採用試験公告……………20

秋田県告示第十号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十一条第一項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第七十八条の規定に基づき、公示する。

平成二十年一月十一日

秋田県知事 寺田典城

(通所介護)							
介護保険事業者番号	名 称	所 在 地	事 業 者	指 定 年 月 日	介護保険事業者番号	名 称	所 在 地
〇五七〇四一六四五三	訪問介護事業所さくら	大館市根下戸新町五番十八号	特定非営利活動法人ケアポ ト大館	平成十九年十一月一日	〇五七〇八一六五六一	あいばるケアセンター	大館市大曲福住町五番二十三号
〇五七〇一〇一六四九二	訪問介護センターこもれば	潟上市天王字上江川四十七番地千三百五十二	有限会社チヨウセイ	平成十九年十一月十五日	〇五七〇一六五一七	ライフサポートもみの樹	秋田市卸町五丁目一番三十五号 アーバンテイ管鉄Ⅲ二百 三号
〇五七〇五一六三五一	なかみちデイサービス	由利本荘市薬師堂字中道二百五十七番地	有限会社ケアサプライ	平成十九年十月十五日	〇五七〇二一〇五七五	ケアビレッジ燦々デイサービスセンタ ー	能代市浅内字石丁家下九十一番地
〇五七〇一六四八三	デイサービスセンターふきのとう	秋田市濁川字家の前百十三番	企業組合秋田福祉サービス	平成十九年十一月一日	〇五七〇七一六二四一	有限会社ふくろう	湯沢市横堀字小正寺十八番地二
〇五七二六一六四七二	いこいの里デイサービスセンター	仙北郡美郷町六郷字遠槻百五十四番地一号	株式会社ユウメディカル	平成十九年十一月一日	〇五七〇一六二七七	みらいデイサービスセンター	秋田市川尻上野町一番十九号
〇五七〇四一六四六一	デイサービスセンターさくら	大館市根下戸新町五番十八号	大館ケアサポート企業組合	平成十九年十一月一日	〇五七〇四一六三四七	ケアセンター雲雀	大館市下代野字代野道北百二十六番地八

(短期入所生活介護)				(福祉用具貸与)				(特定福祉用具販売)						
介護保険事業者番号	名 称	所 在 地	事 業 者	指定年月日	介護保険事業者番号	名 称	所 在 地	事 業 者	指定年月日	介護保険事業者番号	名 称	所 在 地	事 業 者	指定年月日
○五七〇一〇七〇〇三	合資会社マンネットコミュニケーションズ	秋田市南通亀の町六の五の二百三	合資会社マンネットコミュニケーションズ	平成十九年九月一日	○五七〇六一六五四〇	株式会社男鹿福祉サービスすぎ	男鹿市船越字船越四百一番地三	株式会社男鹿福祉サービスすぎ	平成十九年十二月一日	○五七〇二二六五七二	シヨートステイゆかり能代	能代市能代町中川原二十五番地八	有限会社ゆかりの森	平成十九年十二月十五日
		大通	グリーンキャピタル南		○五七〇二二六二八五	みらい工房	秋田市川尻上野町一番十九号	株式会社みらい	平成十九年十月一日	○五七〇二二六五三九	ケアセンターほほえみ	山本郡三種町森岳字木戸沢百十五番地十六	株式会社五十嵐企画	平成十九年十二月一日
					○五七〇七二六二四一	有限会社ふくろう	湯沢市横堀字小正寺十八番地二	有限会社ふくろう	平成十九年九月一日	○五七〇一五二二一七	特別養護老人ホーム一つ森	秋田市上北手荒巻字鳥越二百二十九番一号	社会福祉法人愛染会	平成十九年九月一日

秋田県告示第十一号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十六条第一項の

規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定したので、
同法第八十五条の規定に基づき、公示する。

平成二十年一月十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

介護保険事業者番号	名 称	所 在 地	事 業 者	指 定 年 月 日
〇五七〇二二一〇〇三	ケアビレッジ燦々介護支援センター	能代市浅内字石丁家下九十一番地	株式会社松峰園	平成十九年八月一日
〇五七〇二二六六九	ヒューマンハート秋田居宅介護支援事業所	秋田市楯山太田町十一番五号	ヒューマンハート秋田合同会社	平成十九年九月十五日
〇五七〇五一六三〇二	なかみち介護支援センター	由利本荘市薬師堂字中道二百六十八番地三	有限会社ケアサプライ	平成十九年十月一日
〇五七〇二二六二九三	みらい介護支援センター	秋田市川尻上野町一番十九号	株式会社みらい	平成十九年十月一日
〇五七〇四一六三三九	介護サービスセンター山王台(居宅介護支援事業所)	大館市池内字上野二百三十四番一号	社会福祉法人比内ふくし会	平成十九年十月一日
〇五七〇二二六四一八	ハッピー秋田南・居宅介護支援事業所	秋田市仁井田本町一丁目二番四十号	株式会社ジャパンケアサービス秋田	平成十九年十一月一日
〇五七〇五一六四二七	ハッピー由利本荘・居宅介護支援事業所	由利本荘市瓦谷地二十八番地一	株式会社ジャパンケアサービス秋田	平成十九年十一月一日
〇五七二三二六四三八	ハッピー井川・居宅介護支援事業所	南秋田郡井川町浜井川字土樋百六十番地	株式会社ジャパンケアサービス秋田	平成十九年十一月一日
〇五七〇四一六四四六	居宅介護支援事業所さくら	大館市根下戸新町五番十八号	特定非営利活動法人ケアポータル大館	平成十九年十一月一日

〇五七〇二二六二八五	みらい工房	秋田市川尻上野町一番十九号	株式会社みらい	平成十九年十月一日
〇五七〇六一六五四〇	株式会社男鹿福祉サービスずき	男鹿市船越字船越四百一番地三	株式会社男鹿福祉サービスずき	平成十九年十二月一日

〇五七〇二一六五〇七	ゆかりの森居宅介護支援センター	能代市長崎四十二番地一 ひまわり不動産貸事務所B号室	有限会社ゆかりの森	平成十九年十一月十五日
〇五七〇七一六五二二	居宅介護支援センターあかつき	湯沢市杉沢字戸石崎三百二十五番地	有限会社東北キャリアサービス	平成十九年十二月一日
〇五七〇一六五五八	ライフケアセンター	秋田市山王三丁目四番一号	有限会社ライフサービス秋田	平成十九年十二月十五日

秋田県告示第十二号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十八条第一項第

一号の規定により、次のとおり指定介護老人福祉施設を指定したので、同法第九十三条の規定に基づき、公示する。

平成二十年一月十一日

秋田県知事 寺田典城

〇五七〇二五二二一七	特別養護老人ホーム一つ森	秋田市上北手荒巻字鳥越二百二十九番一号	社会福祉法人愛染会	平成十九年九月一日
------------	--------------	---------------------	-----------	-----------

秋田県告示第十三号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第五十三条第一項の

規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第百十五条の九の規定に基づき、公示する。

平成二十年一月十一日

秋田県知事 寺田典城

(介護予防訪問介護)

〇五七〇二〇二九七〇	ケアサービスセンター	秋田市外旭川字三後田二百	株式会社フォーエバー	平成十九年十一月一日
〇五七〇一六三六八	ハッピー秋田南・ヘルパーステーション	秋田市仁井田本町一丁目二番四十号	株式会社ジャパンケアサービス秋田	平成十九年十一月一日
〇五七〇一六三七六	ハッピー秋田中央・ヘルパーステーション	秋田市八橋大畑二丁目一番一号	株式会社ジャパンケアサービス秋田	平成十九年十一月一日

〇五七〇八一六五六一	あいばるケアセンター	大仙市大曲福住町五番二十三号	石川興業株式会社	平成十九年十二月十五日
〇五七〇一一六五一七	ライフサポートもみの樹	秋田市卸町五丁目一番三十五号 アーバンティ管鉄Ⅲ二百三号	株式会社アーバンライフサポート	平成十九年十二月一日
〇五七〇一六四九二	訪問介護センターこもればび	潟上市天王字上江川四十七番地千三百五十二	有限会社チヨウセイ	平成十九年十一月十五日
〇五七〇四一六四五三	訪問介護事業所さくら	大館市根下戸新町五番十八号	特定非営利活動法人ケアポート大館	平成十九年十一月一日
〇五七二三一六四〇四	ハッピー井川・ヘルパーステーション	南秋田郡井川町浜井川字土樋百六十番地	株式会社ジャパンケアサービス秋田	平成十九年十一月一日
〇五七〇六一六三九一	ハッピー男鹿・ヘルパーステーション	男鹿市船越字一向百九十五番十三号 アリスB棟	株式会社ジャパンケアサービス秋田	平成十九年十一月一日
〇五七〇五一六三八五	ハッピー由利本荘・ヘルパーステーション	由利本荘市瓦谷地二十八番地一	株式会社ジャパンケアサービス秋田	平成十九年十一月一日
(介護予防訪問看護)				
〇五六〇一九〇一〇〇	秋田緑ヶ丘訪問看護ステーション	秋田市飯島字堀川八十四番地	医療法人久盛会	平成十九年十一月一日
(介護予防通所介護)				
〇五七〇二一〇五七五	ケアビレッジ燦々デイサービスセンター	能代市浅内字石丁家下九十一番地	株式会社松峰園	平成十九年八月一日
〇五七〇八〇九八一四	デイサービスセンターひだまり	大仙市大曲字福辺内三番地一	有限会社福福会	平成十九年八月十五日
介護保険事業者番号	名 称	所 在 地	事 業 者	指 定 年 月 日

介護保険事業者番号	名 称	所 在 地	事 業 者	指 定 年 月 日
〇五七〇七二六二四一	有限会社ふくろう	湯沢市横堀字小正寺十八番地二	有限会社ふくろう	平成十九年九月一日
〇五七〇二五二二一七	特別養護老人ホーム二つ森	秋田市上北手荒巻字鳥越二百二十九番一号	社会福祉法人愛染会	平成十九年九月一日
〇五七二二二六二〇九	さわやか桜館	仙北市角館町西長野中泊百二十六の二	株式会社さわやか倶楽部	平成十九年八月十日
(介護予防短期入所生活介護)				
〇五七〇四一六四六一	デイサービスセンターさくら	大館市根下戸新町五番十八号	大館ケアサポート企業組合	平成十九年十一月一日
〇五七二六一六四七二	いこいの里デイサービスセンター	仙北郡美郷町六郷字遠槻百五十四番地一号	株式会社ユウメディアカル	平成十九年十一月一日
〇五七〇一一六四八三	デイサービスセンターふきのとう	秋田市濁川字家の前百十三番	企業組合秋田福祉サービス	平成十九年十一月一日
〇五七〇五一六三五一	なかみちデイサービス	由利本荘市薬師堂字中道二百五十七番地	有限会社ケアサプライ	平成十九年十月十五日
〇五七〇四一六三四七	ケアセンター雲雀	大館市下代野字代野道北百二十六番地八	合同会社鳳凰	平成十九年十月二日
〇五七〇四一六三二一	デイサービスリハトレくらぶ	大館市有浦二丁目二番十一号 成田ビル二階	有限会社ファミリーケアサー ビス	平成十九年十月一日
〇五七二二二四〇二二	デイサービス若杉	仙北市角館町上菅沢二番地十八	有限会社県南ケアシステム	平成十九年十月一日
〇五七〇一一六二七七	みらいデイサービスセンター	秋田市川尻上野町一番十九号	株式会社みらい	平成十九年十月一日
〇五七〇七二六二四一	有限会社ふくろう	湯沢市横堀字小正寺十八番地二	有限会社ふくろう	平成十九年九月一日

(特定介護予防福祉用具販売)			(介護予防福祉用具貸与)			(介護予防特定施設入居者生活介護)								
○五七〇一六二八五	みらい工房	秋田市川尻上野町一番十九号	株式会社みらい	平成十九年十月一日	○五七〇一六二八五	みらい工房	秋田市川尻上野町一番十九号	株式会社みらい	平成十九年十月一日	○五七〇二一六五七二	シヨートステイゆかり能代	能代市能代町中川原二十五番地八	有限会社ゆかりの森	平成十九年十二月十五日
○五七〇一〇七〇〇三	合資会社マンネットコミュニケーションズ	秋田市南通亀の町六の五の二百三 グリーンキャピタル南大通	合資会社マンネットコミュニケーションズ	平成十九年九月一日	○五七〇六一六五四〇	株式会社男鹿福祉サービスずき	男鹿市船越字船越四百一番地三	株式会社男鹿福祉サービスずき	平成十九年十二月一日	○五七〇八二六五八七	シヨートステイうららか	大仙市太田町国見字仲村三百八十二番地二	ウエルハート禮株式会社	平成二十年一月一日
○五七〇二一六五三九	ケアセンターほほえみ	山本郡三種町森岳字木戸沢百十五番地十六	株式会社五十嵐企画	平成十九年十二月一日	○五七一一二六二〇九	さわやか桜館	仙北市角館町西長野中泊百二十六の二	株式会社さわやか倶楽部	平成十九年十二月十五日					

秋田県告示第十四号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条の規定に

より、次のとおり指定居宅サービス事業者の変更の届出があったので、同法第七十八条の規定に基づき、公示する。

平成二十年一月十一日

秋田県知事 寺田典城

(所在地を変更した指定訪問介護事業者)

介護保険事業者番号	名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
〇五七〇二〇九三〇六	千寿苑訪問介護サービス	秋田市牛島西一丁目六番三十号	平成十九年八月二十一日
〇五七〇五一二五九〇	ほのぼのヘルパーステーション	由利本荘市東梵天九十八番地	平成十九年十一月一日
〇五七〇二〇八三五七	ホームヘルプサービスふきのとう	秋田市濁川字家ノ前百十三番	平成十九年十一月一日

(名称を変更した指定訪問看護事業者)

介護保険事業者番号	名 称		所 在 地	変 更 年 月 日
	変 更 後	変 更 前		
〇五六〇四九〇〇八八	訪問看護ステーションぬくもり	ウイル訪問看護ステーション	大館市字清水一丁目一番六十号	平成十九年九月一日

(所在地を変更した指定訪問看護事業者)

介護保険事業者番号	名 称		所 在 地		変 更 年 月 日
	変 更 後	変 更 前	変 更 後	変 更 前	
〇五六〇一九〇二八二	千寿苑訪問看護ステーション	秋田市牛島西一丁目六番三十号	秋田市外旭川字大谷地百六十三番地二十七	秋田市裏町一番地内	平成十九年八月二十一日
〇五六〇四九〇〇八八	訪問看護ステーションぬくもり	大館市字清水一丁目一番六十号	大館市裏町一番地内		平成十九年九月一日

〇五七〇六一六五四〇

株式会社男鹿福祉サービスずき

男鹿市船越字船越四百一番地三

株式会社男鹿福祉サービスずき

平成十九年十二月一日

(所在地を変更した指定短期入所生活介護事業者)

介護保険事業者番号	名 称	所 在 地	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
〇五七〇一一六三三六	短期入所生活介護事業所あゆみの里	秋田市豊岩小山字前田表百五十一番一	秋田市豊岩小山字前田表百五十番地		平成十九年九月十三日

秋田県告示第十五号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八十二条の規定に

(所在地を変更した指定居宅介護支援事業者)

より、次のとおり指定居宅介護支援事業者の変更の届出があつたので、同法第八十五条の規定に基づき、公示する。

平成二十年一月十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県告示第十六号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十五条の五の規

(所在地を変更した指定介護予防訪問介護事業者)

定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の変更の届出があつたので、同法第百十五条の九の規定に基づき、公示する。

平成二十年一月十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

介護保険事業者番号	名 称	所 在 地	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
〇五七〇一一〇七一八	千寿苑介護支援センター	秋田市牛島西一丁目六番三十号	秋田市外旭川字大谷地百六十三番地二十七		平成十九年八月二十一日
〇五七〇五一六三〇二	なかみち介護支援センター	由利本荘市薬師堂字中道二百五十七番地	由利本荘市薬師堂字中道二百六十八番地三		平成十九年十月十五日
〇五七〇一一四四七〇	ケアプラン支援センターふきのとう	秋田市濁川字家ノ前百十三番	秋田市手形字上川原四十一番六号		平成十九年十一月一日
〇五七〇五〇八一〇一	介護支援センターおげんきさん	由利本荘市東梵天九十八番地	由利本荘市大楯町百十七番地五		平成十九年十一月一日
〇五七〇二一六五〇七	ゆかりの森居宅介護支援センター	能代市能代町字中川原二十五番地八	能代市長崎四十二番地一 ひとまり不動産貸事務所B号室		平成十九年十二月十五日

介護保険事業者番号	名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
-----------	-----	-------	-----------

介護保険事業者番号	名 称	所 在 地	事 業 者	廃 止 年 月 日
-----------	-----	-------	-------	-----------

秋田県告示第十七号
 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条の規定に
 より、次のとおり指定居宅サービス事業者の廃止の届出があつた
 ので、同法第七十八条の規定に基づき、公示する。
 平成二十年一月十一日
 秋田県知事 寺田典城
 （訪問介護）

介護保険事業者番号 〇五七〇二一六二三六	名 称 短期入所生活介護事業所あゆみの里	所 在 地		変 更 年 月 日 平成十九年九月十三日
		変 更 後 秋田市豊岩小山字前田表百五十一番一	変 更 前 秋田市豊岩小山字前田表百五十番地	

（所在地を変更した指定介護予防短期入所生活介護事業者）

介護保険事業者番号 〇五六〇四九〇〇八八	名 称 訪問看護ステーションぬくもり	所 在 地		変 更 年 月 日 平成十九年九月一日
		変 更 後 大館市字清水二丁目一番六十号	変 更 前 大館市裏町一番地内	

（所在地を変更した指定介護予防訪問看護事業者）

介護保険事業者番号 〇五六〇四九〇〇八八	名 称		所 在 地	変 更 年 月 日
	変 更 後 訪問看護ステーションぬくもり	変 更 前 ウイル訪問看護ステーション		

（名称を変更した指定介護予防訪問看護事業者）

〇五七〇五一二五九〇	ほのぼのヘルパーステーション	変 更 後 由利本荘市東梵天九十八番地	変 更 前 由利本荘市大皷町百十七番地五	平成十九年十一月一日
		〇五七〇一〇八三五七	ホームヘルプサービスふきのとう	

介護保険事業者番号	名 称	所 在 地	事 業 者	廃 止 年 月 日
○五七〇六一〇〇一八	かいせい訪問看護ステーション	男鹿市脇本脇本字大石館九十番地の一	社会福祉法人男鹿偕生会	平成十九年八月一日
(訪問看護)				
○五七〇六〇八五三九	株式会社コムスンおがケアセンター	男鹿市船越字一向百九十五番地十三	株式会社コムスン	平成十九年十月三十一日
○五七〇一〇七六五六	株式会社コムスン秋田中央ケアセンター	秋田市八橋大畑二丁目一の二	株式会社コムスン	平成十九年十月三十一日
○五七二三〇四五四一	株式会社コムスン井川ケアセンター	南秋田郡井川町浜井川字土樋百六十	株式会社コムスン	平成十九年十月三十一日
○五七〇四一二四三七	株式会社コムスンおおだてケアセンター	大館市池内田中三十一	株式会社コムスン	平成十九年十月三十一日
○五七〇一一〇二三九	株式会社コムスンあきたみなみケアセンター	秋田市仁井田一丁目二番四十号	株式会社コムスン	平成十九年十月三十一日
○五七〇五〇八〇三六	株式会社コムスン本荘由利ケアセンター	由利本荘市瓦谷地二十八番地一	株式会社コムスン	平成十九年十月三十一日
○五七〇八一三六一八	株式会社コムスン大仙ケアセンター	大仙市花館字下屋敷二十六番地	株式会社コムスン	平成十九年十月三十一日
○五七〇四一五六〇四	ケアセンターようこう赤館	大館市赤館町四番五号	有限会社ようこう	平成十九年十月四日
○五七〇二〇八〇二五	株式会社コムスン能代山本ケアセンター	能代市出戸本町六番地八	株式会社コムスン	平成十九年九月三十日
○五七一一二一三八八三	仙北市社会福祉協議会西木ヘルパーステーション	仙北市西木町松木内字高屋百十番地二	社会福祉法人仙北市社会福祉協議会	平成十九年八月三十一日
○五七〇一〇六〇四七	秋田県高齢協訪問介護事業所	秋田市寺内蛭根三丁目五番地十一	秋田県高齢者障害者生活協同組合	平成十九年八月三十一日

(特定福祉用具販売)			(福祉用具貸与)			(通所介護)		
○五七〇六一二八二二	○五七〇一一三六四七	○五七〇六一二八二二	○五七〇一一三六四七	○五七〇二〇八二六四	○五七〇一一三六三九	○五七〇二一〇五七五	○五六〇一九〇二九〇	
介護保険事業者番号	介護保険事業者番号	介護保険事業者番号	介護保険事業者番号	介護保険事業者番号	介護保険事業者番号	介護保険事業者番号	株式会社コムスン ンあきたみなみ	
男鹿福祉サービスすずき	みらい工房	男鹿福祉サービスすずき	みらい工房	デイサービスわらべうた	みらいデイサービスセンター	ケアビレッジ燦々デイサービスセンター	株式会社コムスン訪問看護ステーションあきたみなみ	
男鹿市船越字船越四百一番地三	秋田市川尻上野町一番十九号	男鹿市船越字船越四百一番地三	秋田市川尻上野町一番十九号	能代市浅内字横道五番地一	秋田市川尻上野町一番十九号	能代市浅内字石丁家下九十一	秋田市仁井田一丁目二番四十号	
エスケーガステム株式会社	有限会社よろ津や	エスケーガステム株式会社	有限会社よろ津や	有限会社千秋会	有限会社よろ津や	有限会社湖水園	株式会社コムスン	
平成十九年十二月一日	平成十九年九月三十日	平成十九年十二月一日	平成十九年九月三十日	平成十九年十二月三十一日	平成十九年九月三十日	平成十九年七月三十一日	平成十九年九月三十日	
(特定福祉用具販売)			(福祉用具貸与)			(通所介護)		
○五七〇六一二八二二	○五七〇一一三六四七	○五七〇六一二八二二	○五七〇一一三六四七	○五七〇二〇八二六四	○五七〇一一三六三九	○五七〇二一〇五七五	○五六〇一九〇二九〇	
介護保険事業者番号	介護保険事業者番号	介護保険事業者番号	介護保険事業者番号	介護保険事業者番号	介護保険事業者番号	介護保険事業者番号	株式会社コムスン ンあきたみなみ	
男鹿福祉サービスすずき	みらい工房	男鹿福祉サービスすずき	みらい工房	デイサービスわらべうた	みらいデイサービスセンター	ケアビレッジ燦々デイサービスセンター	株式会社コムスン訪問看護ステーションあきたみなみ	
男鹿市船越字船越四百一番地三	秋田市川尻上野町一番十九号	男鹿市船越字船越四百一番地三	秋田市川尻上野町一番十九号	能代市浅内字横道五番地一	秋田市川尻上野町一番十九号	能代市浅内字石丁家下九十一	秋田市仁井田一丁目二番四十号	
エスケーガステム株式会社	有限会社よろ津や	エスケーガステム株式会社	有限会社よろ津や	有限会社千秋会	有限会社よろ津や	有限会社湖水園	株式会社コムスン	
平成十九年十二月一日	平成十九年九月三十日	平成十九年十二月一日	平成十九年九月三十日	平成十九年十二月三十一日	平成十九年九月三十日	平成十九年七月三十一日	平成十九年九月三十日	

秋田県告示第十八号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八十二条の規定に

より、次のとおり指定居宅介護支援事業者の廃止の届出があつたので、同法第八十五条の規定に基づき、公示する。

平成二十年一月十一日

秋田県知事 寺田典城

介護保険事業者番号	名 称	所 在 地	事 業 者	廃 止 年 月 日
〇五七〇八一二〇二四	幸寿園居宅介護支援事業所	大仙市強首字上野台十二の十五	大仙市	平成十九年四月一日
〇五七〇八一四一四	やまゆり居宅介護支援センター	大仙市南外字松木田百十九	大仙市	平成十九年四月一日
〇五七〇八一八六九	中仙居宅介護支援事業所	大仙市北長野字野口前四十七	大仙市	平成十九年四月一日
〇五七〇八一二〇七三	協和居宅介護支援事業所	大仙市協和上淀川字中嶋三十三	大仙市	平成十九年四月一日
〇五七〇二一一〇〇三	ケアビレッジ燦々介護支援センター	能代市浅内字石丁家下九十一	有限会社湖水園	平成十九年七月三十一日
〇五七〇四一四八八八	ウイル・ケアサポートステーション	大館市字裏町一番地内	有限会社リーヴル	平成十九年八月三十一日
〇五七〇一〇八〇九二	みらい介護支援センター	秋田市川尻上野町一番十九号	有限会社よろ津や	平成十九年九月三十日
〇五七〇四一五六一一	ケアセンターようこう赤館	大館市赤館町四番五号	有限会社ようこう	平成十九年十月四日
〇五七二三〇四五四一	株式会社コムスン井川ケアセンター	南秋田郡井川町浜井川字土樋百六十	株式会社コムスン	平成十九年十月三十一日
〇五七〇八一三六一八	株式会社コムスン大仙ケアセンター	大仙市花館字下屋敷二十六番地	株式会社コムスン	平成十九年十月三十一日
〇五七〇五〇八〇三六	株式会社コムスン本荘由利ケアセンター	由利本荘市瓦谷地二十八番地一	株式会社コムスン	平成十九年十月三十一日
〇五七〇一〇七九八七	株式会社コムスンあきたみなみケアセンター	秋田市仁井田一丁目二番四十号	株式会社コムスン	平成十九年十月三十一日

秋田県告示第十九号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十五条の五の規

(介護予防訪問介護)

定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の廃止の届出
があつたので、同法第百十五条の九の規定に基づき、公示する。

平成二十年一月十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

介護保険事業者番号	名 称	所 在 地	事 業 者	廃 止 年 月 日
〇五七〇二〇六〇四七	秋田県高齢協訪問介護事業所	秋田市寺内蛭根三丁目五番地十一	秋田県高齢者障害者生活協同組合	平成十九年八月三十一日
〇五七二二一三八八三	仙北市社会福祉協議会西木ヘルパーステーション	仙北市西木町松木内字高屋百十番地二	社会福祉法人仙北市社会福祉協議会	平成十九年八月三十一日
〇五七〇二〇八〇二五	株式会社コムスン能代山本ケアセンター	能代市出戸本町六番地八	株式会社コムスン	平成十九年九月三十日
〇五七〇四一五六〇四	ケアセンターようこう赤館	大館市赤館町四番五号	有限会社ようこう	平成十九年十月四日
〇五七〇八一三六一八	株式会社コムスン大仙ケアセンター	大仙市花館字下屋敷二十六番地	株式会社コムスン	平成十九年十月三十一日
〇五七〇五〇八〇三六	株式会社コムスン本荘由利ケアセンター	由利本荘市瓦谷地二十八番地一	株式会社コムスン	平成十九年十月三十一日
〇五七〇一〇二二三九	株式会社コムスンあきたみなみケアセンター	秋田市仁井田一丁目二番四十号	株式会社コムスン	平成十九年十月三十一日
〇五七〇四一二四三七	株式会社コムスンおおだてケアセンター	大館市池内田中三十一	株式会社コムスン	平成十九年十月三十一日
〇五七二三〇四五四一	株式会社コムスン井川ケアセンター	南秋田郡井川町浜井川字土樋百六十	株式会社コムスン	平成十九年十月三十一日
〇五七〇一〇七六五六	株式会社コムスン秋田中央ケアセンター	秋田市八橋大畑二丁目一の二	株式会社コムスン	平成十九年十月三十一日
〇五七〇六〇八五三九	株式会社コムスンおがケアセンター	男鹿市船越字一向百九十五番地十三	株式会社コムスン	平成十九年十月三十一日

介護保険事業者番号		名 称		所 在 地		事 業 者		廃 止 年 月 日	
(特定介護予防福祉用具販売)									
〇五七〇六一二八一二	男鹿福祉サービスすずき	男鹿市船越字船越四百一番地三	エスケーガステム株式会社	平成十九年十二月一日	〇五七〇一一三六四七	みらい工房	秋田市川尻上野町一番十九号	有限会社よろ津や	平成十九年九月三十日
(介護予防福祉用具貸与)									
〇五七〇二〇八二六四	デイサービスわらべうた	能代市浅内字横道五番地一	有限会社千秋会	平成十九年十二月三十一日	〇五七〇一一三六三九	みらいデイサービスセンター	秋田市川尻上野町一番十九号	有限会社よろ津や	平成十九年九月三十日
〇五七〇二一〇五七五	ケアビレッジ燦々デイサービスセンター	能代市浅内字石丁家下九十一	有限会社湖水園	平成十九年七月三十一日	(介護予防通所介護)				
〇五六〇一九〇二九〇	株式会社コムスン訪問看護ステーションあきたみなみ	秋田市仁井田一丁目二番四十号	株式会社コムスン	平成十九年九月三十日	〇五六〇六九〇〇一八	かいせい訪問看護ステーション	男鹿市脇本脇本字大石館九十番地の一	社会福祉法人男鹿偕生会	平成十九年八月一日

〇五七〇一三六四七	みらい工房	秋田市川尻上野町一番十九号	有限会社よる津や	平成十九年九月三十日
〇五七〇六一二八一二	男鹿福祉サービスすぎ	男鹿市船越字船越四百一番地三	エスケーガステム株式会社	平成十九年十二月一日

秋田県告示第二十号

秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成十七年秋田県条例第三号）第六条の規定により、次のとおり秋田県農業研修センター（本館を除く。）の指定管理者を指定したので、同条例第八条の規定に基づき、公告する。

平成二十年一月十一日

秋田県知事 寺田典城

- 一 指定管理者の住所及び名称
秋田市川尻御休町四番二十七号
むつみ造園土木株式会社
- 二 指定の期間
平成二十年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで

秋田県告示第二十一号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証したので、同条第四項の規定に基づき、公告する。

平成二十年一月十一日

秋田県知事 寺田典城

- 一(一) 調査を行った者の名称
大館市
- 一(二) 成果の名称
大館市の地籍図及び地籍簿
- 一(三) 測量及び調査を行った地域
大館市大字粕田の一部
- 一(四) 実施年度及び認証面積
平成十八年度及び平成十九年度
- 一(五) 〇・〇四平方キロメートル
- 二(一) 認証年月日
平成十九年十二月二十六日
- 二(二) 調査を行った者の名称
男鹿市

秋田県告示第二十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により、大規模小売店舗の新設に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を述べたので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成二十年一月十一日

秋田県知事 寺田典城

- 一(一) 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)イオンタウンたかのす
北秋田市栄字中綱三十一―一外
- 二 県の意見

一 駐車需要の充足等交通に係る事項

(1) E棟北側の荷さばき施設〇六及び廃棄物等の保管施設〇六並びに従業員駐車場の自動車の出入口①に近接しているため、当該施設を利用する搬出入車両及び廃棄物等の収集車両並びに従業員の通勤用車両の通行が、当該出入口を利用する来客の車両等の安全で円滑な交通を阻害し、交通事故等を誘発するおそれがある。

したがって、当該施設の位置を変更する、搬出入車両等が当該施設を利用するときは当該出入口付近に交通整理員を複数配置するなど、来客の車両等の安全で円滑な交通を確保する観点からの適切な対応策を講じること。

なお、当該施設の位置を変更する場合は、改めて騒音の総合的な予測及び評価並びに発生する騒音ことの予測及び評価を行い、周辺の地域の生活環境に与える影響を明らかにすること。

- 二(一) 駐車場の自動車の出入口①が学校等の登下校ルートとなる道路に位置するため、当該出入口における車両の通行が、児童生徒等の安全通行を阻害するおそれがある。
- したがって、大規模小売店舗の施設を運営する時間帯と重なる登下校時間帯においては、当該出入口に交通整理員

を複数配置するなど、児童生徒等の安全通行を確保する観点からの適切な対応策を講ずること。

(3) 国道百五号と県道大館・鷹巣線との交差点、駐車場の自動車の出入口、各道路から農道三〇三(太田三号線)への導入口が近接しているため、誤って当該農道を利用して駐車場に入庫しようとする来客の車両の通行が、各道路における安全で円滑な交通を阻害し、交通事故等を誘発するおそれがある。

したがって、必要に応じて道路管理者や公安委員会等の関係機関と所要の調整を行いながら、視認性及び安全性が確保される適切な場所に、各道路から当該農道への導入口は駐車場への進入路ではない旨を表示する標識等を設置するなど、周辺道路における安全で円滑な交通を確保する観点からの適切な対応策を講ずること。

(4) 夜間にE棟北側の荷さばき施設〇六を利用する搬出入車両の運行が、右折出庫禁止とする駐車場の自動車の出入口②から右折出庫する計画となっている。

したがって、必要に応じて道路管理者や公安委員会等の関係機関と所要の調整を行いながら、当該車両の経路や駐車場内の走行ルートなどを見直すこと。

なお、駐車場内の走行ルートを見直す場合は、改めて騒音の総合的な予測及び評価並びに発生する騒音ことの予測及び評価を行い、周辺の地域に与える影響を明らかにすること。

(一) 騒音の発生に係る事項

一 道路の区域

道路の種類		旧新別	路線名		区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
新	旧	大館十和田湖線	大館十和田湖線				
		B	A	鹿角郡小坂町小坂鉾山字尾樽部八〇番一から七六番一まで	九・〇〇〇〇五五・〇〇	〇・七二九	
		B	A	鹿角郡小坂町小坂鉾山字尾樽部八一番一から七六番一まで	一六・〇〇〇〇二六・五〇	二・〇六〇	
		B	A	鹿角郡小坂町小坂鉾山字尾樽部八〇番一から七六番一まで	九・〇〇〇〇五五・〇〇	〇・七二九	
		B	A	鹿角郡小坂町小坂鉾山字尾樽部八一番一から七六番一まで	一四・〇〇〇〇二六・五〇	二・〇二二	

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路課

(二) 期間 平成二十年一月十一日から同年二十四日まで

E棟北側の荷さばき施設〇六においては、荷さばきを行うことができる時間帯を二十四時間とし、夜間における荷さばき作業が予定されているが、当該施設における荷さばき作業のための車両の走行音の騒音レベルの最大値の予測の結果(保全対象側)が基準値を大幅に超過し、当該施設における荷さばき作業音のそれも基準値を超えているため、周辺の地域の夜間の静穏な生活環境が損なわれるおそれがある。

特に深夜早朝における荷さばき作業については、大規模小売店舗にとって最も騒音上のトラブルが生じることの多い騒音発生源であることを認識し、設置者として地域の住民等の理解が得られるよう十分な対応を行うよう努めなければならぬと、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針(平成十九年二月一日経済産業省告示第十六号)に明記されているところである。

したがって、当該施設の位置を変更する、当該施設を屋内化する、当該施設において荷さばきを行うことができる時間帯を見直すなど、騒音の発生の防止又は緩和の観点からの十分な対応策を講ずること。

なお、対応策を講ずる場合は、改めて騒音の総合的な予測及び評価並びに発生する騒音ことの予測及び評価を行い、周辺の地域に与える影響を明らかにすること。

意見を述べた日
平成二十年一月四日
関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
北秋田市役所 産業部 商工観光課

(二) 縦覧期間

平成二十年一月十一日から同年二月十一日まで

秋田県告示第二十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、大仙市長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則(昭和四十四年建設省令第四十九号)第十二条の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成二十年一月十一日
秋田県知事 寺田典城

一 縦覧に供すべき図書

大曲都市計画公園(二・二・十九号しあわせ公園)の変更の総括図、計画図及び計画書

二 縦覧場所

秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課

秋田県告示第二十四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
平成二十年一月十一日
秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第二十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成二十年一月十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
県 道	稲庭関口線	湯沢市稲庭町字岩城一―番一―地 先から一―二―番地先まで

二 供用開始の期日 平成十七年十二月一日

三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

（一） 場所 建設交通部道路課

（二） 期間 平成二十年一月十一日から同月二十四日まで

公 告

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成二十年一月十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

（一） 購入物品の名称及び数量

コンピューター断層撮影装置 一式

（二） 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書並びにこれらに係る電磁的記録による。

（三） 納入期限

平成二十年三月三十一日（月）

（四） 納入場所

秋田県立脳血管研究センター

二 入札に参加する者に必要な資格等

（一） 入札に参加する者に必要な資格

（1） 地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。

（2） 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

（3） 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

（一）（二）の資格に係る申請

（一）（二）の資格のない者で入札に参加を希望するものは、秋田県電子業者登録システム（電子情報処理組織（競争入札）に参加する者に必要な資格に関する事務を処理するためのものに限る。）を使用して知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに必要事項を記録するものをいう。）により平成二十年二月一日（金）までに申請すること。ただし、知事が特に必要と認めるときは、当該方法に代えて、所定の競争入札参加資格申請書を提出して申請することができる。

三 契約条項を示す場所等

（一） 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇―〇八七四 秋田市千秋久保田町六番十号

秋田県立脳血管研究センター（電話番号〇一八―八三三―〇一―一五）

（二） 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を守る条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成二十年一月十一日（金）から同年二月二日（金）までの期間、（一）の場所において随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成二十年二月二十一日（木）午後三時

五 入札保証金

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号）第六百六十三条から第六百六十三条までに規定するところによる。

六 その他

（一） 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

（二） 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載され、又は入札に係る電磁的記録に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

（三） 入札の無効

秋田県財務規則第六十六条に規定するところによる。

（四） 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

（五） 契約書作成の要否 要

（六） 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載され、並びにこれらに係る電磁的記録に記載された必要資料等を提出すること。

（七） その他

詳細は、入札説明書及びこれに係る電磁的記録による。

概要

Summary

1 Nature and quantity of item to be purchased : X-ray Computed Tomography system 1 set

2 Time-limit of tender : 3:00 P.M. 21 February, 2008

3 Contact point for the notice : General Affairs Division, Research Institute for Brain and Blood Vessels-Akita, 6-10 Senshu-Kubotamachi, Akita City, Akita Prefecture 010-0874, Japan TEL 018-833-0115

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成二十年一月十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 申請のあった年月日

平成十九年十二月二十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

NPO法人 あきた菜の花ネットワーク

三 代表者の氏名

石 田 哲 治

四 主たる事務所の所在地

秋田市外旭川字水口百五十五番地の一

五 定款に記載された目的

この法人は、菜の花を景観、食品、燃料など幅広い分野で活用し、多くの遊休耕作地を再利用することにより、農村地域の活性化を図り、地域に密着した循環型環境保全社会を形成し、

社会に貢献することを目的とする。

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定に基づき、公告する。

平成二十年一月十一日

秋田県知事 寺田典城

- 一 申請のあった年月日
平成十九年十二月十五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 上小阿仁村移送サービス協会
代表者の氏名
小林 佳代子
- 四 主たる事務所の所在地
秋田県北秋田郡上小阿仁村小沢田字向川原六十九番地一
株式会社 小林でんき 内
- 五 定款に記載された目的
この法人は、村内の六十歳以上の人やまたは通院者、身体障害者、または妊婦に対して、その移動を補完し、よって公益の増進及び福祉に寄与することを目的とする。
- 六 定款の変更内容
(一) 目的の変更
(二) 事業の変更

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、山本郡藤里町藤琴土地改良区から次のとおり役員の変更及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成二十年一月十一日

秋田県知事 寺田典城

- 一 退任監事の住所及び氏名
山本郡藤里町藤琴字三ツ谷脇七十四の三番地 福司 稔
 - 二 就任監事の住所及び氏名
山本郡藤里町大沢字藤台四十四の一番地 永塚 誠司
藤琴字藤琴百三十番地 田中 文雄
柏毛字清水岱七の八十七番地 田代 忠男
- 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、男鹿市五里合土地改良区から申請があった定款変更

更について、平成十九年十二月二十八日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成二十年一月十一日

秋田県知事 寺田典城

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十一条の規定に基づき、公示する。

平成二十年一月十一日

秋田県知事 寺田典城

- 一 特定役務の名称及び数量
秋田県教育委員会事情報管理システム借入
- 二 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
教育庁総務課 秋田市山王四丁目一番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日
平成十九年十一月二十日
- 四 随意契約の相手方の住所及び氏名又は名称
秋田市旭北錦町五番五十号 N E C ・ A D C 業務特定共同企業体代表者日本電気株式会社秋田支店
仙台市青葉区中央四丁目六番一号 N E C リース株式会社東北支店
- 五 随意契約に係る契約金額
二億四千二百三十七万九千九百円
- 六 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 七 特例政令第七条の規定による公示を行った日
平成十九年六月二十九日
- 八 随意契約による場合にはその理由
地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の二第一項第二号に該当

人事委員会公告

平成19年度秋田県職員採用試験公告

人事委員会規則4-5(職員の任用)第8条第1項の規定により、採用試験について次のとおり公告する。

平成20年1月11日

秋田県人事委員会委員長 柴田 一宏

試験の種類及び程度

短大卒業程度試験(特別公募)
試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員(人)	職務内容
短大 看護師	19	太平洋療育園、脳血管研究センター、リハビリテーション・精神医療センター等に勤務して専門的技術業務に従事します。
大卒 診療放射線技師	1	
卒業 理学療法士	6	
程度 作業療法士	5	

3 給与
初任給(平成19年12月1日現在)は原則として次のとおり支給される。

試験区分	給料表の種類	職務の級及び月給	給料月額
短大 看護師	医療職給料表(三)	2級1号給~ 2級5号給	180,500円~ 188,900円
大卒 診療放射線技師	医療職給料表(二)	1級17号給~ 2級1号給	167,000円~ 178,200円

ただし、平成19年11月1日から平成22年3月31日までの間の給料月額2%を減額して支給される。

このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤続手当、寒冷地手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給される。

4 受験資格

次のとおりとする。ただし、日本の国籍を有しない者で就職が制限される在留資格のもの及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条の規定により地方公務員となることができな

<p>短大卒業程度試験</p> <p>(1) 看護師 昭和47年4月2日以降に生まれた者であって、看護師の免許を有するもの又は平成19年度中に実施する看護師国家試験で看護師の免許を取得する見込みのものが受験できる。</p> <p>(2) 診療放射線技師、理学療法士及び作業療法士 昭和53年4月2日以降に生まれた者であって、受験を希望する各試験区分の免許を有するもの又は平成19年度中に実施する国家試験で同免許を取得する見込みのものが受験できる。</p> <p>5 試験の実施日、場所、方法等</p> <p>(1) 第1次試験</p> <p>ア 実施日 平成20年2月10日(日)</p> <p>イ 場所 秋田県庁正庁 秋田市山王四丁目1番1号</p> <p>ウ 方法 短期大学卒業程度の教養試験、作文試験及び適性検査を行う。</p> <p>ただし、作文試験の評価は第2次試験で行う。</p> <p>エ 合格者の発表 平成20年2月21日(木)に、県庁正面公告板に受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。</p> <p>(2) 第2次試験</p> <p>ア 実施日(予定) 平成20年3月9日(日)</p> <p>イ 場所 秋田市</p> <p>ウ 方法 第1次試験の合格者に対して、口述試験を行う。</p> <p>(3) 資格調査 受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について行う。</p> <p>(4) 最終合格者の発表 平成20年3月中旬に、県庁正面公告板に受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。</p> <p>6 採用の方法及び予定時期</p> <p>(1) 方法 最終合格者は、試験区分ごとの採用候補者名簿に記載され、任命権者からの請求に応じて人事委員会が成績順に提示する。任命権者は提示された者のうちから採用者を決定する。ただし、最終合格者で各試験区分ごとの受験資格に定める免許を取得する見込みの者が、平成19年度中に実施する国家</p>	<p>試験で当該免許を取得できなかった場合は、それらの者は採用候補者名簿から削除される。</p> <p>(2) 予定時期 原則として平成20年4月以降とする。</p> <p>7 受験手続</p> <p>(1) 受験申込書の交付 秋田県人事委員会事務局、県庁1階総合案内窓口、秋田県総合生活文化会館(アトリオン)1階インフォメーション、各地域振興局総務企画部、東京事務所、北海道事務所、大阪事務所、名古屋事務所、福岡事務所において交付する。</p> <p>(2) 受験の申込み 受験希望者は、受験申込書に必要事項を記入し、秋田県人事委員会事務局に持参、郵送又は電子申請・届出サービスにより提出すること。</p> <p>(3) 申込受付期間 日曜日、土曜日及び祝日を除き、平成20年1月11日(金)から同月25日(金)までの午前8時30分から午後5時まで受け付ける。ただし、電子申請・届出サービスによる申込の受付は、平成20年1月18日(金)までの午後5時までに限り受け付ける。</p> <p>なお、郵送による申込みは、平成20年1月25日(金)までの消印のあるもの限り受け付ける。</p> <p>8 その他</p> <p>(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、秋田県人事委員会事務局(秋田市山王四丁目1番2号 電話018(8660)3253)に行うこと。</p> <p>(2) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。</p>
---	---

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話 0862-876600 FAX 0863-000505
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄